



諮問第 194 号

兵庫県環境審議会

中小規模事業者を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し  
について（諮問）

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項及び環境の保全と創造に関する条例第 142 条の規定に基づき策定した「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」の目標達成に向け、中小規模事業者を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直しについて諮問します。

平成 26 年 3 月 19 日

兵庫県知事 井戸 敏 三



〔諮問理由〕

平成 26 年 3 月に「第 3 次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、2020 年度に温室効果ガス排出量を 2005 年度比で 6 %削減する目標を設定するとともに、取り組むべき施策の方向性を示した。

業務部門における温室効果ガス排出量は、2011 年度に 1990 年度比で 65%増加と増加傾向が著しく、より具体的な対策が必要であることから、意見を求めるものである。